

今冬の節電対策について

温暖化対策課

1 今冬の電力需給見通しについて

- 11月1日に政府が発表した今冬の電力需給見通しは「別紙1」のとおりであり、東北電力の12月、1月、2月の予備率がそれぞれ「▲5.3%」「▲3.4%」「▲0.5%」とマイナスになるが、東日本3社（北海道、東北、東京電力）合計では、それぞれ「4.6%」「4.6%」「4.3%」となり、通常必要な予備率8%は下回るが、最低限必要な予備率3%は確保される見込み。

2 今冬の電力不足への対応について

(1) 政府の対応方針

- 経済、社会への影響を最小化するため、電気事業法第27条に基づく電気の使用制限は行わず、ピーク期間・時間帯（※「別紙2」参照）の使用最大電力（kW）の抑制（節電）を基本とし、東日本3社管内については以下の対応を行う。

- ① 被災地の復興需要に配慮し、今夏同様、東京電力及び北海道電力からの融通を最大限活用し、供給力を確保する。
- ② 他方、電源脱落等のリスクに備える必要があることに鑑み、国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲（照明、空調等）での節電を要請することとし、具体的な数値目標は定めない。
- ③ 節電を要請する期間と時間帯
12月1日から3月30日までの平日（年末年始の12月29日～1月4日を除く。）の9時から21時まで

※ なお、関西電力管内については▲10%、九州電力管内については▲5%の数値目標を設定し節電を要請する。

(2) 県の対応

- 政府の対応方針を踏まえ、「電力需要調整特別チーム」において、具体的な取組内容を検討し、東北電力、市町村、経済団体等と連携して、県民、事業者の皆様へ、健康や安全面、事業活動への影響を与えない範囲での節電を呼びかけていくこととする。
- なお、県では11月1日から「ウォームビズ」を実施するとともに、市町村、事業者等に「ウォームビズ」の実施、周知を依頼している。

(参考) 冬の家庭での主な節電・省エネ対策 (例)

○ 暖房

ア エアコン・ストーブ等

- ・設定温度を控えめにし、「室温20℃」を目安に、必要な時だけ短時間使用する。

イ 電気カーペット

- ・設定温度は低めにし、人がいない部分はオフにする。
- ・カーペットの下に断熱マットなどを敷く。

ウ 電気こたつ

- ・設定温度は低めにする。
- ・こたつ布団は厚手のもので、上掛けと敷き布団をあわせて使う。

- ※ 暖房時は、適宜換気するとともに、体調管理に気をつけて無理のない範囲内で行う。

○ 照明

- ・不要な照明を消したり、照度を落とす。
- ・白熱電球をLED電球に取り替える。
- ・照明器具の掃除で明るさアップ。

○ 温水洗浄便座

- ・便座暖房と洗浄水の温度は低めに設定する。
- ・使用しないときはふたを閉める

○ その他

- ・ドアや窓の開閉は少なくする。
- ・カーテンは厚手のものを使用する。
- ・扇風機を使用し、暖まった空気を循環させる。
- ・その他、大きな電力を使用する家電製品の複数同時の使用を控える。